平成２４年（フ）第３６９号
宮崎市小戸町90番地１　エレガンス小戸Ｃ号
債務者　塚本　　徹
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９８号
三重県伊勢市一之木５丁目２番17号
債務者　和田　有加
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
栃木県佐野市犬伏中町2159番地20　カラジューム雅203、前住所栃木県佐野市富岡町1757番地
債務者　石橋　智美
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１２８号
栃木県足利市小俣町2151番地１
債務者　丹羽カヅ子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３５号
栃木県佐野市若宮上町８番地14　舘野アパートＨ棟、前住所栃木県佐野市植上町1394番地Ｄハウス梅沢Ｂ棟
債務者　小野　貴弘
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５０５号
川崎市幸区小倉４丁目13番４―501号　市営住宅
債務者　三原　一夫
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６３号
川崎市幸区東古市場116番地　古市場住宅１―202
債務者　飯田ベビアンこと　イイダ　ベビアン　マルティネス（ＩＩＤＡ　ＢＥＢＩＡＮ　ＭＡＲＴＩＮＥＺ）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
川崎市幸区南加瀬４丁目11番６―302号　マンションエンラージ
債務者　菊子　里香（旧姓外崎）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０８号
川崎市川崎区四谷上町13番25号　松本ハウス201
債務者　道家　伸子（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１０号
川崎市川崎区大島３丁目８番13号
債務者　竹内　和洋
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２０号
川崎市多摩区登戸2935番地６　進藤荘106、前住所川崎市多摩区枡形１丁目21番３―301号
債務者　大西　千秋（旧姓藤木・加藤）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６９０号
横浜市旭区中白根４丁目１番５―203号
破産者　三本木　功
１　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
２　一般調査期日　平成25年２月19日午後２時
平成24年12月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８５号
大阪府泉佐野市新安松２丁目５番28号
破産者　永田　　寛
１　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
２　一般調査期日　平成25年２月５日午後２時
平成24年12月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
神戸市中央区古湊通１丁目２―12古湊ビル２Ｆ
破産者　株式会社和興貿易
１　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
２　一般調査期日　平成25年２月26日午前10時15分
平成24年12月18日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県三木市緑が丘町中２丁目11番地の20
破産者　柏木　賢鳳
１　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
２　一般調査期日　平成25年２月26日午前10時15分
平成24年12月18日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９０号
北海道天塩郡幌延町栄町５番地17
破産者　内田　秀夫
１　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
２　一般調査期日　平成25年２月21日午後１時50分
平成24年12月18日　　旭川地方裁判所民事部